

別紙様式 1 (別紙)

令和 3 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>農林水産部農業水産課 (指定管理者：特定非営利活動法人ワーカーズコープ)</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>指定管理者は、利用料金承認通知書で承認された利用料を適用する一方で、販促活動として「ふろの日割引」、「ナイト割引」、「キッズ割引」などの入浴イベントを実施している。このような販促活動は、古洞の森自然活用村条例第 10 条に定める利用料の減免に該当するため、原則的には、施設利用者は、同条例施行規則第 6 条に従って施設利用の都度指定管理者に利用料金減免申請書を提出する必要がある。しかし、所管課は、当該対応が実務上困難であるとして、これらの販促活動を自主事業と位置付け、指定管理者から自主事業申請書を受領し自主事業承認通知書を交付している。当該販促活動は、条例で定める施設利用料の減免に係る行為であり、自主事業と位置付けることは難しいと考える。これについては、古洞の森自然活用村条例施行規則第 6 条 2 項は「ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない」と規定している。実際に、富山市の他の温泉施設では、当該条項を適用し、指定管理者が富山市に年 1 回報告を上げることで対応している例も見受けられる。所管課は、条例が定める減免手続を順守するため、指定管理者に対して同条但書による富山市への報告書を提出するよう指導する必要がある。</p>
<p>措置状況</p>	<p>当施設では、引き続き販促活動として入浴イベントを実施しその中で利用料の減免を行っている。このことは、「条例で定める施設利用料の減免に係る行為であり、自主事業と位置付けることは難しい」という指摘を受けたので、対応方法を検討している。 令和 4 年度の指定管理者監査において、入浴イベントでの利用料金の減免手続きをとるのではなく、入浴イベント時の減額した利用料金を承認するよう指摘があり、令和 4 年 1 月 29 日に入浴イベントによる減額後の利用料金を承認した。 なお、令和 5 年 4 月 1 日に富山市古洞の森自然活用村条例及び富山市古洞の森自然活用村条例施行規則を廃止するとともに、指定管理の期間の満了に合わせて、令和 5 年 3 月 31 日で富山市古洞の森自然活用村の公の施設として営業を終了した。現在は、休館している。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式 1 (別紙)

令和 3 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	農林水産部 農林事務所農業振興課
包括外部 監査人の 指摘事項	当財産は、農林水産部の行政財産であるが農林水産部の事業には供用されていない。そのため、当財産については、合理的な理由が無い限り、富山市公有財産管理規則第26条に則って農林水産部から該当所属へ所管換えを行う必要がある。
措置状況	④いちじく圃場 富山市公有財産管理規則第23条の規定に基づき、令和5年4月1日付けで管財課に所管換えを行った。

[参 考]

地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項

前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会又は農業委員会その他法令若しくは条例に基づく委員会若しくは委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。